# ホテル阪急グランレスパイア大阪 宿泊約款

（適用範囲）

第１条　当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令等（法令又は法令にもとづくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。

２．当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第２条　当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出るものとします。

（１）宿泊者名

（２）宿泊日及び到着予定時刻

（３）宿泊料金（原則として別表第１の基本宿泊料による。）

（４）その他当ホテルが必要と認める事項

２．宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第３条　宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２．前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊しようとする者は、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、支払うものとします。

３．申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第１９条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払いの際に返還します。

４．宿泊しようとする者が、第２項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払わなかった場合は、当ホテルは、宿泊契約を解除することがあります。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第４条　前条第２項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

２．宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（施設における感染防止対策への協力の求め）

第４条の２　当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第４条の２第１項の規定による協力を求めることができます。

（宿泊契約締結の拒否）

第５条　当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第５条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

（１）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

（２）満室により客室の余裕がないとき。

（３）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（４）宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（５）宿泊しようとする者が、他の宿泊客又は利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（６）宿泊しようとする者が、旅館業法第４条の２第１項第２号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。

（７）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「障害者差別解消法」という。）第７条第２項又は第８条２項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）

（８）宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれの

ある要求として旅館業法施行規則第５条の６で定めるものを繰り返したとき。

（９）天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（１０）宿泊しようとする者が、他の宿泊客又は利用客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。（大阪市旅館業法の施行等に関する条例第１０条の規定に該当するとき。）

（宿泊契約締結の拒否の説明）

第５条の２　宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊客の契約解除権）

第６条　宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

２．当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第２に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

３．当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後１０時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第７条　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第５条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

（１）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

（２）宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（３）宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（４）宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

（５）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第７条第２項又は第８条第２項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）

（６）宿泊客が当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第５条の６で定めるものを繰り返したとき。

（７）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

（８）宿泊客が、他の宿泊客又は利用客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。（大阪市旅館業法の施行等に関する条例第１０条の規定に該当するとき。）

（９）寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずらその他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

２．当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は請求しません。

（宿泊契約解除の説明）

第７条の２　宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

第８条　宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録するものとします。

（１）宿泊客の氏名、住所及び連絡先

（２）日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号

（３）その他当ホテルが必要と認める事項

２.宿泊客が第１２条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、第１項の登録時にそれらを呈示するものとします。

（客室の使用時間）

第９条　宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後３時から翌日の正午までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

２.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には原則として次に掲げる追加料金を申し受けます。

（１）午後２時より及び午後３時までは、基本宿泊料の３０％
（２）午後１時より及び午後５時までは、基本宿泊料の５０％
（３）午前１１時以前及び午後５時以降は、基本宿泊料の１００％

（利用規則の遵守）
第１０条　宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従わなければならないものとします。

（営業時間等）
第１１条　当ホテルの施設等の営業日及び営業時間は、客室内備付けのインフォメーション、当ホテル内の掲示等で案内するものとします。ただし、やむを得ない場合は、これらを臨時に変更する場合があります。この場合、当ホテルは、適切な方法により周知するものとします。

（料金の支払い）
第１２条　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第１に掲げるところによります。
２. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行うものとします。
３. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当ホテルの責任）
第１３条　当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
２. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）
第１４条　当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
２. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、

補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

第１５条　宿泊客がフロントに寄託した物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは１５万円を限度としてその損害を補償します。

２. 宿泊客が、当ホテル内に持ち込んだ物品又は現金並びに貴重品であってフロントに寄託しなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、１５万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第１６条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際に引き渡すものとします。

２. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、原則として、発見日を含め最長７日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

３. 前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

（免責事項）

第１７条　当ホテル内からのコンピューター通信（インターネット接続等をいいます）のご利用に当たりましては、利用者ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信の結果（通信速度の低下、中断、不通等を含みます）により、利用者がいかなる損害を受けた場合におかれましても、当ホテルは、一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用にあたり当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じたときは、その損害を賠償していただきます。

（駐車の責任）

第１８条　宿泊客が当ホテルよりご案内する駐車場をご利用になる場合、車両のキー寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をご案内するものであって、車両の管理責任ま

で負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第１９条　宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償するものとします。

（優先する言語）

第２０条　本約款は日本語と外国語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語の定めを優先するものとします。

（管轄及び準拠法）

第２１条　本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第１

宿泊料金等の算定方法（第２条第１項、第３条第２項及び第１２条第１項関係）

| | | 内訳 |
|---|---|---|
| 宿泊客が支払うべき総額 | 宿泊料金 | ①基本宿泊料（室料）<br>②サービス料（①×１０％） |
| | 追加料金 | 飲食料（又は追加飲食料）及びその他の利用料金 |
| | 税金 | イ、消費税 |
| | | ロ、宿泊税 |

別表第２　違約金（第６条第２項関係）

| 契約解除の通知を受けた日 ＼ 契約申込人数 | | 不泊 | 当日 | 前日 | 9日前 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般 | 14名まで | 100% | 80% | 20% | － |
| 団体 | 15名以上 | 100% | 80% | 20% | 10% |

（注）　１. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

２. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。

３. 団体客（１５名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の１０日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の１０％（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については違約金はいただきません。